令和８年度海外環境企業連携促進事業（海外関係機関等招へい）支援業務公募説明書

１　当該公募の趣旨

本業務は、北九州市が実施する海外環境企業連携促進事業（海外関係機関等招へい）の支援を行うものである。

海外環境企業連携促進事業では、市内企業等と海外環境関連企業との連携促進および新たなビジネスの創出を目的に、現地ニーズ調査や関係機関等との協議、国内への招へい等を通じて、連携候補先の調査や市内企業等とのマッチング支援等を実施している。このたび、本事業の一環として、ASEAN 諸国の日本国内における関係機関等との協力関係を構築するため、市内企業の海外展開先として関心も高い、海外３か国（ベトナム、インドネシア、タイ）の在日大使館等の関係機関職員を北九州市へ招へいし、市内の環境関連施設や企業の視察、継続的な相互協力に向けた協議等を実施する。

本業務は、これらの招へいに係る参加者及び視察先等との連絡調整、各種手配、旅程管理及び運営支援等を行うものである。

本業務の遂行にあたって、一般的な視察の手配に関する知見だけでなく、北九州市の環境関連施設や企業に関する深い知見及び海外への技術移転に関するノウハウ、および英語による円滑な折衝・対応が可能な体制を有していることが求められる。このため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても３の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、３の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札を実施する予定である。

２　業務概要

（１）業務名

令和８年度海外環境企業連携促進事業（海外関係機関等招へい）支援業務

（２）業務の詳細な説明

本業務委託は、「令和８年度海外環境企業連携促進事業（海外関係機関等招へい）」において、海外３か国（ベトナム、インドネシア、タイ）の在日大使館等の関係機関職員を北九州市へ招へいし、市内の環境関連施設や企業の視察、協議等を実施するに当たり、必要となる参加者及び視察先等との連絡調整、各種手配、旅程管理及び運営支援等について支援業務を委託するもの。

ア　　連絡調整・ロジ準備

・招へい者との事前オンライン会議の設定・運営

各国との個別面談（３か国×１回）の日程調整および進行・まとめを行う。

・招へい事務の補助

参加者リスト（氏名・所属・連絡先・食事制限等）の作成・管理を行う。

・スケジュール調整

関係機関等及び視察先と調整し、令和８年１２月１４日～１６日で２泊３日の行程を実施する。

視察先は事前オンライン会議の結果により決定する。

イ　　ロジスティクス・手配業務

下記にかかる費用は全て委託料に含む。

・航空券の手配

羽田空港⇔北九州空港の往復航空券の手配（各国最大２名、計最大６名）。

・往路（１日目）：９：１５羽田発 － １１：１０北九州着（目安）

・復路（３日目）：１６：３０北九州発 － １８：００羽田着（目安）

・宿泊の手配

北九州市内のホテル（各国最大２名、計最大６名×２泊）。

・車両の手配

市内移動用（３日間）。

・食事

北九州市滞在期間、招へい者へ１日３食を提供すること。

なお、食事費相当の現金等を支給しても良いものとする。

・交流会ミーティング

交流会時の会場（小倉駅周辺で３０名程度収容可能　例：COMPASS 小倉会議室）を手配、設営すること。

お茶、コーヒー等の飲料及び軽食（３０名程度）を手配、提供すること。

・小倉城・庭園の入場券手配

招へい者へ入場券を手配すること。

・通訳

全日程において英語通訳を１名配置すること。

ウ　　視察・面談の運営支援

日時	行程	業務
12/14 （月） 1日目	東京→北九州 視察（エコタウンセンター等） 交流会ミーティング	・北九州空港からの迎え（1回）。 ・昼食場所への案内・手配。 ・視察先への同行。 ・交流会ミーティングの設営・軽食等の準備。
12/15 （火） 2日目	視察（環境ミュージアム、市内企業等）	・視察先への同行。 ・企業視察の同行・時間管理。 ・昼食場所への案内・手配。
12/16 （水） 3日目	ラップアップ面談 視察（小倉城等） 北九州→東京	・小倉城・庭園・水環境館等の散策案内（同行は不要）。 ・ラップアップ面談の運営（北九州市役所本庁舎内）。各国４５～６０分の面談を実施。 ・昼食場所への案内・手配。 ・北九州空港への送り（1回）。

エ　　事後フォローアップ

・報告書作成

招へい後に各国との個別協議内容（事前オンライン協議及び視察、ラップアップ面談）の報告書を作成し、市に提出する。

・報告及び今後についての提案

今後の連携についての提案し、市と協議を行う。

3　応募要件

（1）基本的要件

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

イ　北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第１１号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ　有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

エ　本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

（2）基本的要件以外の要件

ア　国又は地方公共団体等において、本業務と同種又は類似の業務を実施した経験

又は実績を有すること。

イ　北九州市の環境関連施設、環境関連企業及び環境国際協力に関する知見を有すること、又は業務開始時までに本業務の遂行に必要な知識を十分に習得できる体制を有すること。

ウ　海外への環境関連技術やノウハウの移転、海外展開支援その他これらに類する業務を実施した経験を有すること。

エ　英語による円滑な折衝・対応が可能な体制を有すること。

オ　説明書記載の業務がすべて履行できる体制を有すること。

カ　ア～オについて、要件が確認できる書類が提出できること。

４　手続き等

（１）契約担当課（問い合わせ先）

住所　　北九州市八幡東区平野一丁目１－１　国際交流センター３階

担当課名　北九州市環境局環境国際戦略課

電話番号　０９３－６６２－４０２０　ＦＡＸ番号　０９３－６６２－４０２１

（２）説明書に対する質問受付及び回答

ア　受付期間

令和８年１１月１０日から令和８年１１月２５日まで（閉庁日を除く。）の毎日、８時３０分から１７時１５分まで

イ　受付担当課

（１）に同じ。

ウ　回答

受付担当課から回答する。

（３）参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア　提出期間

令和８年１１月１０日から令和８年１１月２５日まで（閉庁日を除く。）の毎日、８時３０分から１７時１５分まで

イ　提出場所

（１）に同じ。

ウ　提出方法

応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

（４）その他

ア　参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。

イ　参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ　提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ　提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ　参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

カ　参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

キ　予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札を中止する場合がある。

ク　参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

ケ　クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して７日以内に、書面により、北九州市環境局環境国際戦略課事業化支援担当課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。